国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

共に北海道の未来を創る 第9期北海道総合開発計画

ウポポイ 民族共生象徴空間

かわたび ぼっかいどう

令和８年８月７日
北海道開発局

新たに３箇所の「かわまちづくり計画」が登録されました

～地域の活性化につながる賑わいある河川空間を創出します～

本日「幌延町かわまちづくり計画」、「釧路川流域かわまちづくり計画」および「三笠市かわまちづくり計画」が、国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録されましたので、お知らせします。

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組「かわまちづくり」を推進しています。「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

〇添付資料

別紙１　かわまちづくり支援制度の概要
別紙２　北海道における「かわまちづくり計画」の登録箇所
別紙３　計画の箇所別概要

「かわまちづくり支援制度」の概要は、以下の北海道開発局ホームページにも掲載しています。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ahtj.html

全国の取組は、以下の国土交通省ホームページの「全国かわまちづくりＭＡＰ」でご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map.html

川へ行こう！　川を楽しもう！
かわたび ぼっかいどう

北海道開発局では、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信するとともに、地域と連携して、魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたびほっかいどう」を推進しています。

【問合せ先】
〇かわまちづくり支援制度について
国土交通省　北海道開発局　電話（代表）011-709-2311
建設部　河川工事課　河川技術対策官　平塚　修二（内線5313）
上席専門官　佐々木　努（内線5315）
北海道開発局ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/

○幌延町かわまちづくりについて

国土交通省	北海道開発局	留萌開発建設部	電話（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）0164-43-5515
		治水課　課長	川﨑　信彦（内線291）
		流域治水対策専門官	今村　仁記（内線309）
幌延町	総務企画課		電話（代表）01632-5-1114
		参事	山本　基継
		課長補佐	梶　　淳

○釧路川流域かわまちづくりについて

国土交通省	北海道開発局	釧路開発建設部	電話（代表）0154-24-7250
		治水課　課長	猪子　長　（内線3291）
		治水課　課長補佐	小泉　和久（内線3288）
釧路市	都市整備部	道路河川課	電話 0154-23-5151
		道路河川課長	三宅　正剛（内線4320）
		河川係総括係長	三上　博紀（内線4361）
釧路町	商工観光課		電話（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）0154-62-2193
		商工観光課長	田河　智
		商工観光課主幹	平木　孝直
標茶町	企画財政課		電話 015-485-2111
		企画財政課長	齊藤　正行（内線220）
		企画調整係長	山本　悟史（内線221）
弟子屈町	まちづくり政策課		電話 015-482-2913
		課長	三上　哲（内線2340）
		政策調整係長	豊島　新之介（内線2350）
鶴居村	産業振興課		電話（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）0154-64-2114
		産業振興課長	井上　政志
		商工観光係長	西村　豪祐

○三笠市かわまちづくりについて

国土交通省	北海道開発局	札幌開発建設部	電話（河川計画課）011-611-0329
		特定治水事業対策官	唐澤　圭（内線3451）
		流域治水対策専門官	林田　寿文（内線3327）
三笠市	建設部	建設課	電話（代表）01267-2-3999
		建設課長	田中　栄輔（内線265）
		建設管理係長	千葉　祐揮（内線 266）

かわまちづくり支援制度の概要

・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度
・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策、ハード施策の支援を実施する（令和8年8月時点登録数：314か所）

かわまちづくり実施フロー

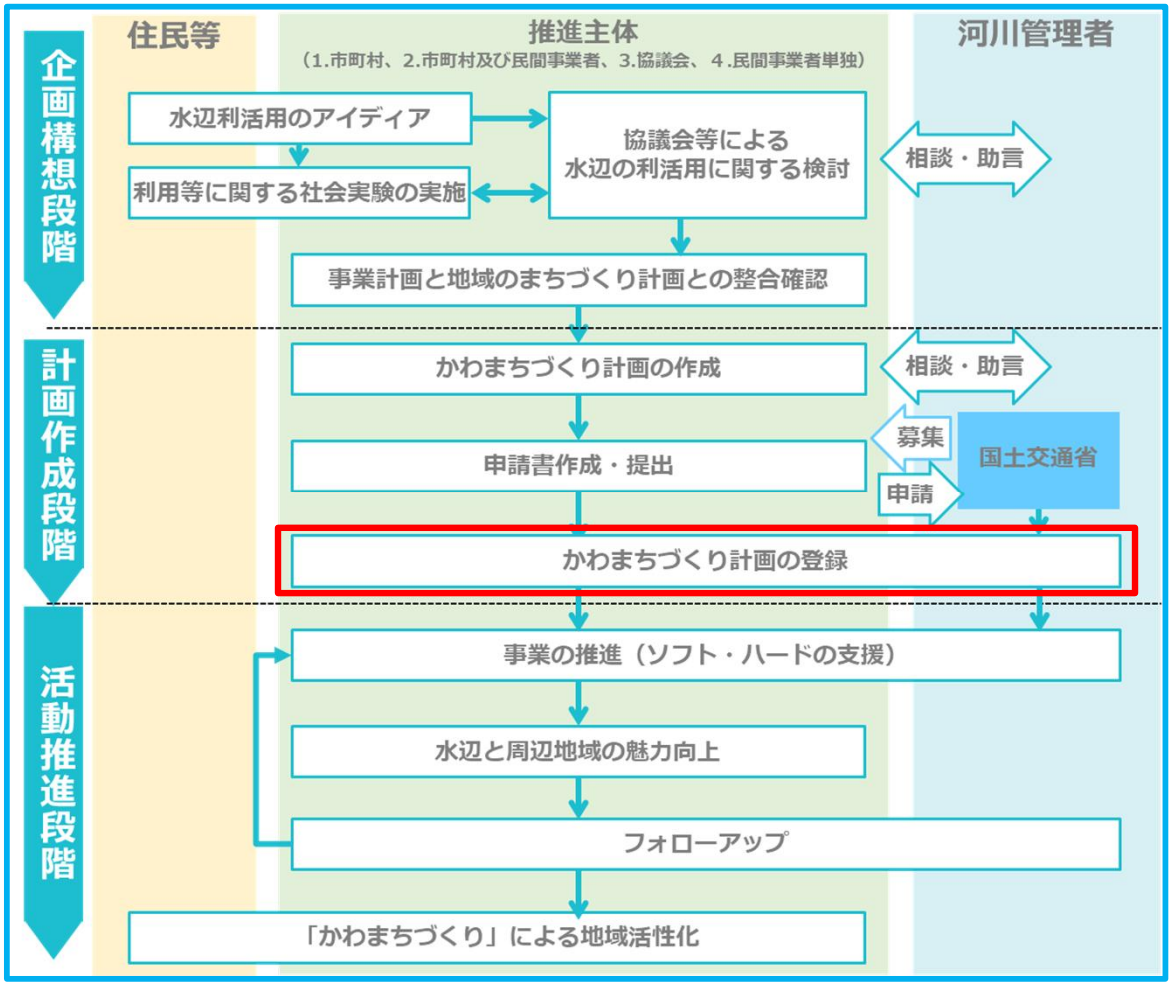

ソフト施策による支援

・都市・地域再生等利用区域の指定（河川空間のオープン化）等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

河川空間のオープン化例

遊歩道の民間活用
（道頓堀川／大阪市）

先進的な取組の情報提供

賑わい拠点の整備
（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）

河川管理用通路の利用
（最上川／長井市）

親水護岸の利用
（新町川／徳島市）

かわまちづくりウェブサイト：https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html

北海道における「かわまちづくり計画」の登録箇所　【別紙2】

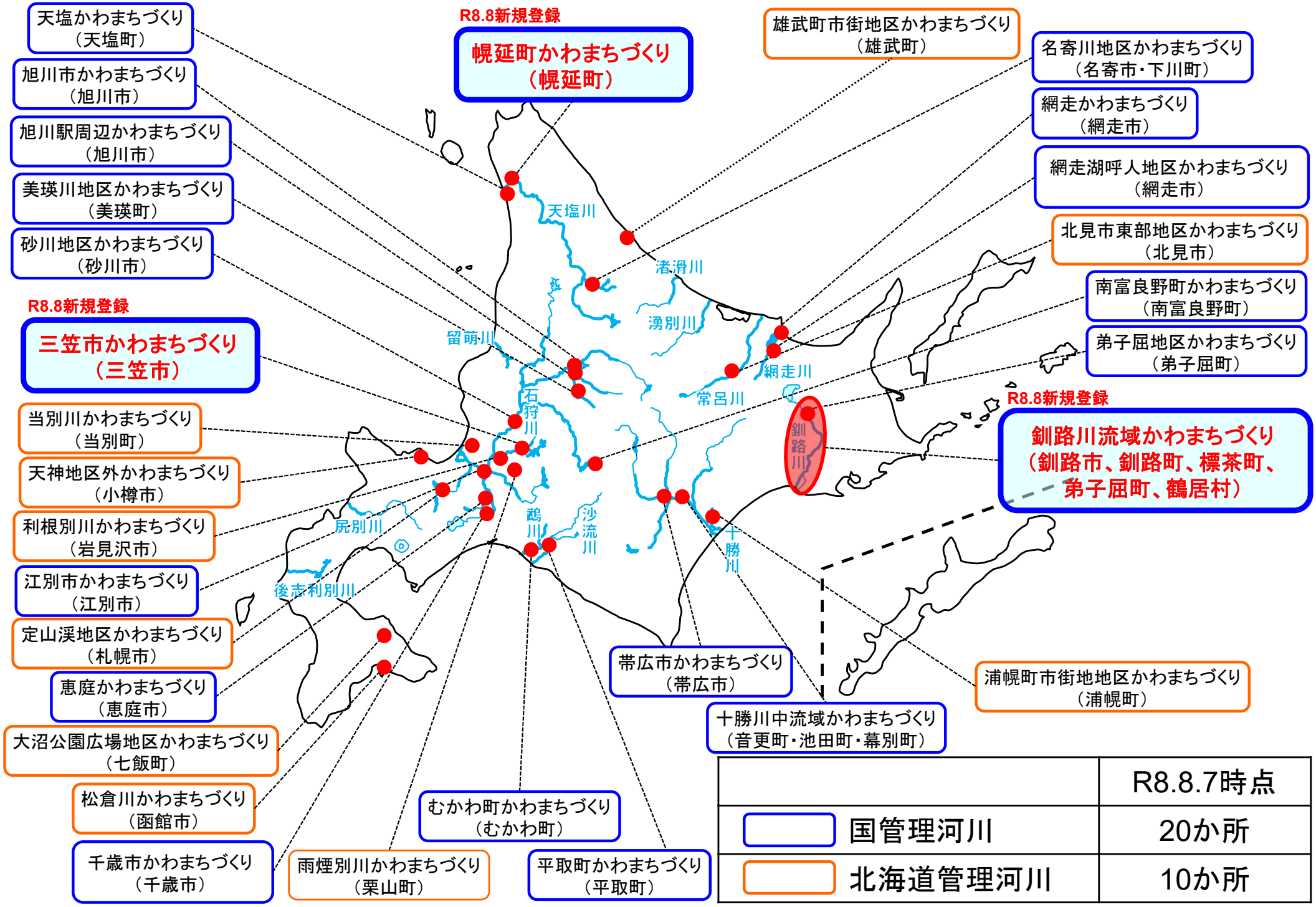

	R8.8.7時点
国管理河川	20か所
北海道管理河川	10か所

「幌延町かわまちづくり」（北海道幌延町）

【別紙3－1】

対象河川　：　一級河川　天塩川水系天塩川【国管理河川】

市町村名　：　北海道天塩郡幌延町

推進主体　：　幌延町

1. 概要

幌延町では、令和3年3月に『第6次幌延町総合計画』を策定し、「自然を活用したアウトドアスポーツや北国の冬に楽しめるスポーツ活動の機会の充実と普及」や「関係機関と連携して親水空間の維持管理」を推進しています。

この取組を充実させるため、本計画では、幌延旧川の親水広場を利活用拠点と位置づけ、旧川周辺の水辺空間を整備し、カヌー等の様々なアクテビティや、幌延市街地や周辺の観光施設の周遊性や利便性を高めるためのソフト対策（案内看板やマップ整備、新たなアクテビティの立案）を行い、かわとまちが一体となった賑わいの創出による地域活性化を目指します。

河川管理者（北海道開発局）は、本計画の推進に当たり、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省　：　河川管理用通路、高水敷整正　等

幌延町　　：　案内看板、駐車場、休憩スペース　等

3. ソフト施策の内容

国土交通省　：　都市・地域再生等利用区域の指定　等

幌延町　　：　案内マップ作成、カヌー体験等イベント　等

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「釧路川流域かわまちづくり」（釧路川流域5市町村）【別紙3－2】

対象河川　：　一級河川　釧路川水系釧路川　【国管理河川】

市町村名　：　北海道釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村

推進主体　：　釧路川流域かわまちづくり協議会

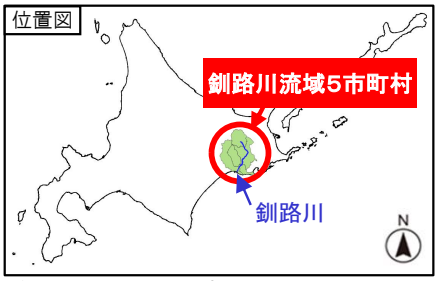

1. 概要

釧路川は、阿寒摩周および釧路湿原国立公園等の日本有数の豊かな自然環境を有しており、源流から河口まで横断工作物がないことから国内外からカヌー愛好家が集うカヌーの聖地となっているほか、サイクリング、ホーストレッキング、ロングトレイル等の多様なアクティビティに利活用されています。近年、釧路川流域市町村では関係者と連携し、釧路地域の新たなブランド化、地域産業と連携した「ワイズユース」に関する取組が進められており、釧路川を基軸とした広域周遊観光ネットワークの構築、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らし、自然環境の保全と適正な水辺空間の利活用推進が期待されています。以上の状況を踏まえ、かわとまちを釧路川流域に点在するアクティビティの動線で結ぶことで釧路川流域の水辺空間の賑わいの創出、地域の活性化を目指します。

河川管理者（北海道開発局）は、本計画の推進に当たり、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省　：　河岸整正、護岸整備、河川管理用通路 等

流域市町村　：　広場、駐車場、トイレ、看板 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省　：　都市・地域再生等利用区域の指定 等

流域市町村　：　広域的なアクティビティコースの設定、
水辺空間でのイベント開催、情報発信、環境教育 等

民間事業者　：　アクティビティツアーの実施、イベント開催 等

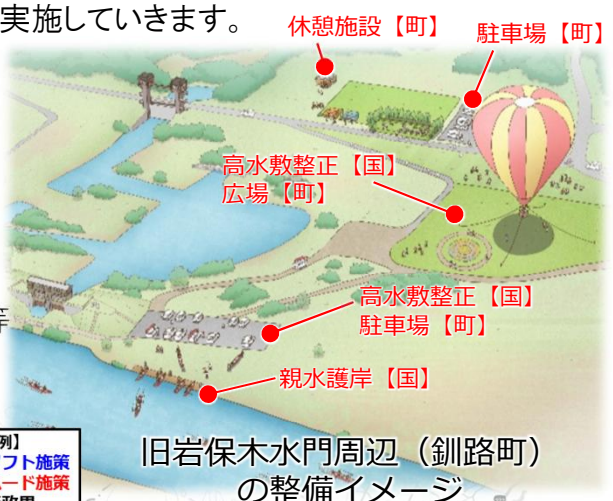

旧岩保木水門周辺（釧路町）の整備イメージ

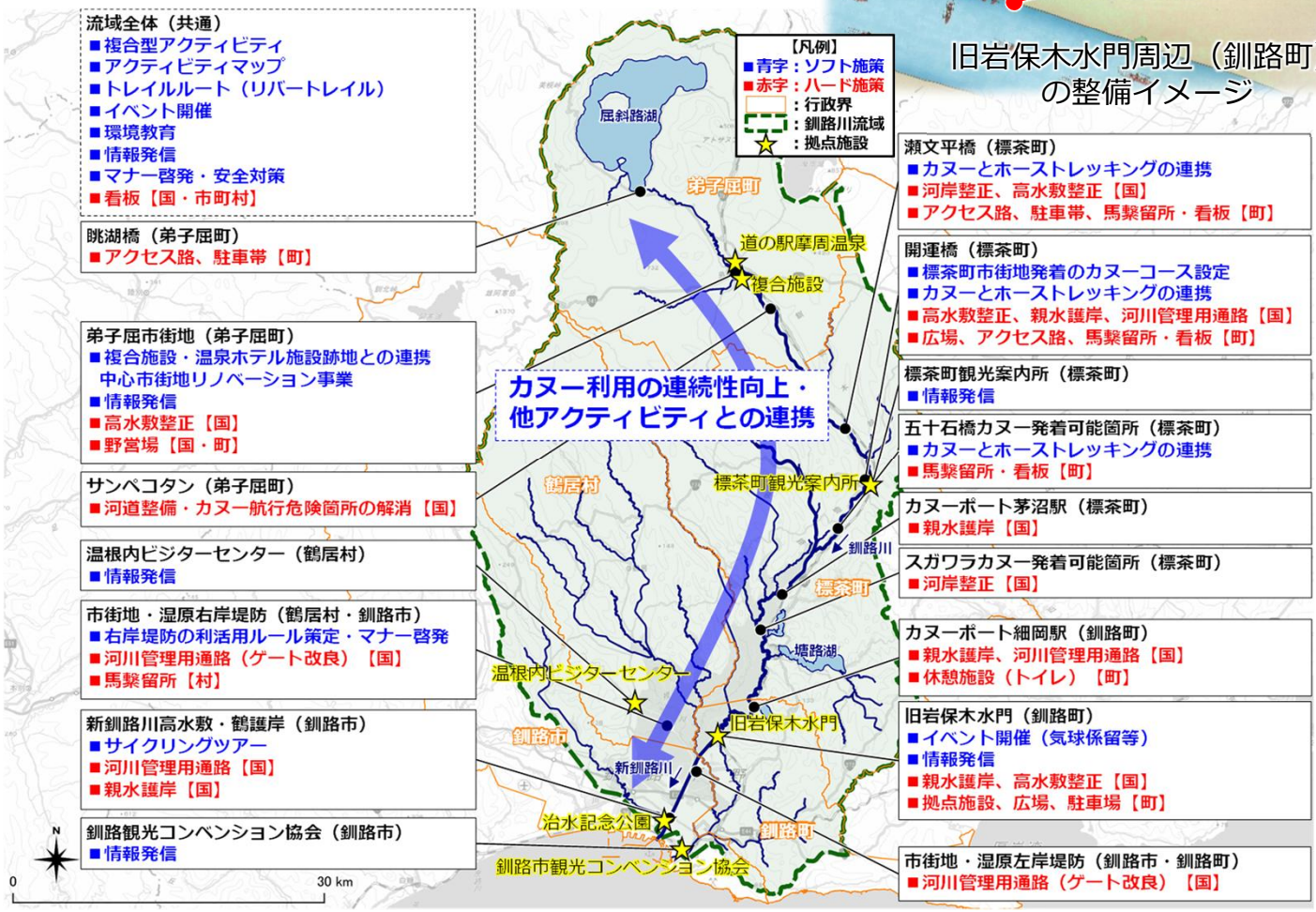

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「三笠市かわまちづくり」（北海道三笠市）

【別紙3－3】

対象河川 ： 一級河川 石狩川水系幾春別川 【国管理河川】

市町村名 ： 北海道三笠市

推進主体 ： 三笠市

1. 概要

三笠市では、「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を将来都市像として掲げ、歴史、文化、観光、食、アクティビティ等をまちづくりの柱として、様々な取組を推進してきました。

これらの取組で培った資源・実績をさらに発展させるため、本計画では、三笠市街地及び三笠ジオパーク桂沢エリア周辺を利活用拠点として位置付け、利活用拠点を結ぶ幾春別川の水辺空間を軸とした整備を行うことにより、まちの魅力向上及び交流人口の拡大を図り、三笠市の観光振興を通じた地域活性化を目指します。

河川管理者（北海道開発局）は、本計画の推進に当たり、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省 ： 河川管理用通路、親水護岸、緩傾斜整備・高水敷整正、取付道路等
三笠市 ： 親水広場整備、イベント広場、駐車場・休憩施設整備、植栽、案内看板、注意喚起看板・路面標示、フォトスポット、浮き桟橋

3. ソフト施策の内容

国土交通省 ： 都市・地域再生等利用区域の指定 等
三笠市 ： ジオパークやアウトドア事業者等と連携した、年間を通した水辺空間を活用した新たなイベント・アウトドア利用の企画、幾春別川の自然を学ぶ体験学習等の推進、幾春別川の利活用拠点と周辺の観光交流施設をつなぐサイクリングコースの設定 等

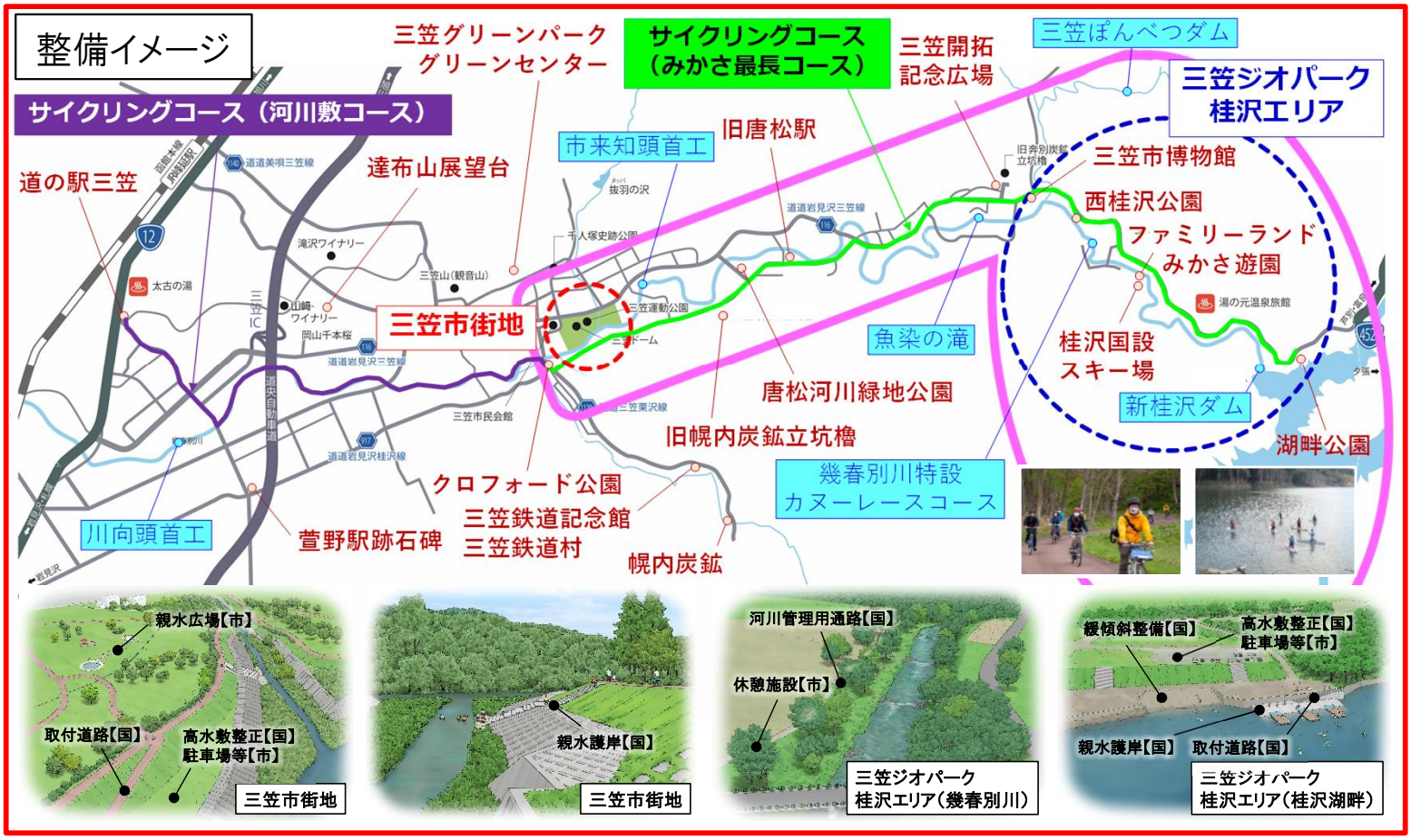

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。